

法規を2ヶ月で「25点取る」方法

本当に、2ヶ月で法規25点が取れるのだろうか？

法規の過去問20年(H7～H26)の2,470選択肢を分析した結果、1回だけ出題された法文の確率は、 $(136/2,126) \times 100 = 6.4\%$ であった(検討対象とならない融合問題を除く)。逆の言い方をすると、各項目別の20年間で見ると93.6%の法文が繰り返し出題されているとなる。この確率であれば、過去問20年だけに集中した学習法で、法規25点が取れると判断している(毎年、初出題の問題も若干あるが、それは4択での消去法で対処可能)。法規は、30点あり、また他の科目より点数が取りやすい(学科Iは最近作品問題が多く点数が上がり難い等)。
⇒当初、本件は、「28点取る」としたが、会員から25～26点は取れるが28点は厳しい意見があり、現在「25点取る」へ変更した。

そこで、この過去問20年の問題を、どのように学習すれば、2ヶ月という短期間に法規25点が取れるのか？ということを追求めてみた。その結果、下記3つの学習法(①流し読み学習法、②目で見ると過去問20年の学習法、③数秒で引ける法令集)により、法規は2ヶ月で25点取れると想定した(図1参照)。

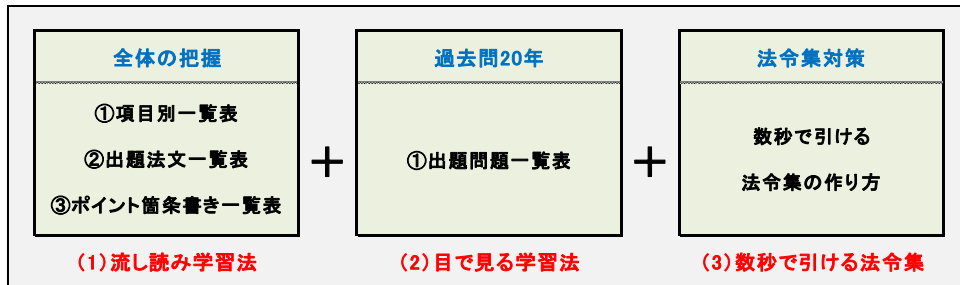


図1 2ヶ月で法規25点を取るための3つの対策

(1) 全体の把握 (=流し読み学習法)

どのような学習でも、最初に流し読みにより全体を把握してから、じっくり学習するとスピーディに理解できて記憶に残りやすい。法規を2ヶ月で25点取る目的に対して、下記3種類の資料を用意した。

- ① 項目別一覧表 …過去問20の問題を項目別に振分けたもので、どの問題が何項目にどのくらい出題されたかが分かる(図2参照)。
- ② 出題法文一覧表 …過去問20年の選択肢問題を該当する法文別に振分けたもので、法文の出題確率や問題傾向が分かる(図3参照)。
- ③ ポイント箇条書き一覧表 …②の法文ごとの問題傾向「出題問題の傾向分析」を箇条書きに一覧表にしたもの(図4参照)。

特に、③ポイント箇条書き一覧表は、過去問を正解肢に変更して箇条書きしたものであり、今まで学習したことを高速で記憶に残すことができる。従って、最初の流し読みでも利用できるが、試験直前(前日も)の学習法としても有力である。この表は、全てが正解文であることから、熟読すると「正解文」が記憶に残り、試験時に「間違文」を読んだときに、「違うのでは」と、直感的に感じるようになる(極論、法文を引かないでも解答できる)。

「項目分類」…24項目に分類 「出題年度」…最新の20年間 「出題数」…項目の出題数 「出題確率」…項目の出題確率

表3 Ⅲ法規の項目別一覧表(平成8年～平成27年)

NO.	項目分類	年度																				出題数 (個)	出題確率 (%)	
		H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26			H27
1	用語	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	20	3.7	
2	面積高さ	4	2	2	2	2	3	3	2	2	3	3	2	3	2	2	2	3	2	2	2	20	3.7	
3	建築手続	3	3	3	3	3	2	2	3	3	2	5	3	4	5.8	3.4	3.4	3.4	2.4	3.4	3.4	3.4	28	5.2
4	一般構造	2	4	4	4	4	4	4	4	4	4	2	5	6	4	5	5	5	5	5	5	5	20	3.7
5	防火	5	5.10	5	5	5	5	5.6	5.8	5	5.6	4.6	4.12	2.5	2.6	6	8.10	6.7.8	6.9	6.7.8	6.8.9	6.9	37	6.9
6	避難	6	7.8	6.8	7.8	7.8	6.8	8	6.7	6.7	8	7	6.7	7.8	10	7.8.20	6.7		8	9	7	7	31	5.8
7	内装	7	6	7	6	6	7	7		8	7	8	8					7				8	12	2.2
8	設備	9	9	9	9	9	9	9	9	10	11	9	9	9	11	10	9	9	10	12	10	10	20	3.7
9	構造強度	10.11	11	10.11	10.11	10.11	10.11	10.11	9.11	9.10	10.11	10.11	10.11	9	11.12.13	11.12.13	11.12.14	11.12.13	10.11.13	11.12.13	11.12.13	45	8.4	
10	道路	13	12																		14	15	20	3.7
11	用途制限	12	13																		15	14	20	3.7
12	容積率・建ぺい率	15	15																		16	16	20	3.7
13	高さ制限	16	14																		17	17	20	3.7
14	防火地域	14	16																		18	18	19	3.6
15	建築協定	17	17																		19	19	20	3.7
16	建築法融合	8.18	18																		20	20	23	4.3
17	建築士法	20	21	21	22	21	20.21	21	21	19	19	19	17	18.25	19	21.22.23	22.23.24.25	21.22.23.24	21.22.23	21.22.23	21.22.23	21.22.23.24	39	7.3
18	都市計画法	23	22	21	23	22	22	22				20		20	20	24	26	27	26	24	24	24	17	3.2
19	消防法	23	24	23	23		23	24	23	21	21	21	19	21	21	25	27	29	24	25	25	25	19	3.6
20	高齢者法	19	19	19	20	19	19	19			22	23	23		23	23	26	28	24	25	26	26	15	2.8
21	耐震改修法		20	20		20			19	22	23	24		24		27	29		27				11	2.1
22	建築業法	21				22					20	20											3	0.6
23	品確法						20	20	24		22				22							26	6	1.1
24	関連法融合	22.24.25	22.25	24.25	19.24.25	24.25	24.25	23.25	24.25	23.25	24.25	23.25	23.25	21.22.24.25	22	23.24.25	28.29.30	30	25.28.30	28.29.30	27.28.29.30	27.28.30	50	9.3
	合計	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	30	30	30	30	30	30	30	535	100

注1)項目分類は同類問題の名称を示す。H(平成)は出題年度を示す。表内数値(1～30)は問題番号を示す。

この1枚の表から、過去問20年の法規問題全てについて、どの項目が、何問出題されその出題確率は何%かなどが分かる。

出題順

図2 項目別一覧表

「法文と見出し」・・・出題法文 「出題年度」・・・出題選択肢番号 「出題数」・・・出題確率を数値化 「傾向分析」・・・問題の概要把握

出題年度	出題法文	出題選択肢番号	出題数	出題確率	傾向分析
2019	1	1	1	1	1
2018	2	2	2	2	2
2017	3	3	3	3	3
2016	4	4	4	4	4
2015	5	5	5	5	5
2014	6	6	6	6	6
2013	7	7	7	7	7
2012	8	8	8	8	8
2011	9	9	9	9	9
2010	10	10	10	10	10
2009	11	11	11	11	11
2008	12	12	12	12	12
2007	13	13	13	13	13
2006	14	14	14	14	14
2005	15	15	15	15	15
2004	16	16	16	16	16
2003	17	17	17	17	17
2002	18	18	18	18	18
2001	19	19	19	19	19
2000	20	20	20	20	20

この1枚の表から、過去問20年の「用語」について、出題法文が一目瞭然と分かる。法文の選択肢問題での出題確率、その法文の出題傾向の概要が把握できる。

図3 出題法文一覧表(上記は「用語」の例、全部で24項目あり)

「項目」・・・「1. 用語」～「24. 関連法融合」まで24項目 「出題問題の傾向分析」・・・図3の「傾向分析」と同じ内容(簡条書きにしたもの)

項目	出題問題の傾向分析
1. 用語	<p>III法規のポイント簡条書き一覧表 ... 本内容は過去問20年の出題法文一覧表の右「出題法文の傾向分析」と同じ内容(部分的に修正あり)</p> <p>1. 用語</p> <p>鉄道車両を土地に定着させて使用するレスタンは、建築物である。高架の工作物内の店舗、地下の工作物内に設置する倉庫、土地に定着する観覧のための工作物は、建築物である。</p> <p>事務所は、階数や規模にかかわらず特殊建築物ではない。図書館は、特殊建築物である。</p> <p>スプリンクラー設備、貯水槽の防火水槽、物を運搬する昇降機は、建築設備である。防火戸は、建築設備ではない(防火設備である)。</p> <p>レストランの調理室は、居室である(継続的に使用する室に該当)。</p> <p>自重を支える基礎、基礎ぐい、平家建の床は、主要構造部ではない(令1条3号の構造耐力上主要な部分に概要)。すべての階段は、主要構造部である(間違い)(局所的な小階段や屋外階段は主要構造部ではない)。</p> <p>階地境界線、道路中心線、建物相互の中心線から1階は3m以下、2階は5m以下の距離にあるものを延焼のおそれのある部分という。4階の外壁で道路中心線から5m以下は、延焼のおそれのある部分である。同一敷地内の二つの平家建で外壁間の距離4mは、延焼のおそれのある部分である。同一敷地内の二つの建物で2階の外壁間の距離6mは、延焼のおそれのある部分である。幅員5m道路に接する住宅に付属する軒は、延焼のおそれのある部分である。</p> <p>耐火性能とは、通常の火災が終了するまでの間、当該火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために、壁・柱・床その他の建築部の部分に必要なとされる性能をいう。</p> <p>準耐火性能とは、通常の火災による延焼を抑制するために、壁・柱・床その他の建築部の部分に必要なとされる性能をいう。</p> <p>防火性能とは、建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼を抑制するために、建築物の外壁又は軒裏に必要なとされる性能をいう。</p> <p>構造耐力上主要な部分とは、耐火建築物として、耐火建築物である(間違い)(防火設備も必要)。遮炎性能とは、通常の火災時における火災を有効に遮るために、防火設備に必要なとされる性能をいう。耐火建築物の外壁以外の主要構造部においては、耐火建築物又は当該建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱に当該火災が終了するまで耐えるものとして所定の技術的基準に適合する構造の、いずれかに該当するものでなければならない(外壁以外に室内の火災が対象)。</p> <p>設計図書には、原寸図は含まれないが仕様書は含まれる。</p> <p>屋根の2/3又はすべてを取り換えることは建築である(間違い)(大規模の修繕であり建築ではない)。</p> <p>最下階の床のすべてを木造から鉄筋コンクリートに取り替えること、木造の屋外階段を鉄骨造に取り替えること、土台の過半について行う修繕は大規模の修繕である(間違い)(すべて主要構造部でないので大規模の修繕ではない)。</p> <p>構造上重要でない間仕切壁について行う過半の模様替えは、大規模の模様替えではない(主要構造部でないので大規模の模様替えではない)。</p> <p>請負契約によらないで自ら建築物に関する工事をする者は、建築主である。</p> <p>請負契約によらないで自ら建築物に関する工事をする者は、工事施工者である。</p> <p>電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをプログラムという。</p> <p>準防火性能とは、建築物の内部において発生する通常の火災による延焼の抑制に一定の効果を発揮するために、建築物の壁又は天井に必要なとされる性能をいう(間違い)(建築物の周囲において発生する火災であり内部ではない)。</p> <p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界日影による平均地盤面の高さは、敷地全体に対する準遮炎性能は、建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼を抑制するために、建築物の外壁又は当該建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱に当該火災が終了するまで耐えるものとして所定の技術的基準に適合する構造の、いずれかに該当するものでなければならない(外壁以外に室内の火災が対象)。</p> <p>床面から地盤面までの高さがその階の天井の高さの1階地ではない)。</p> <p>小屋組・基礎ぐい・屋根版・床版は、構造耐力上主要な部分である。コンクリート・ガラス・れんが・陶磁器は、耐火材料である。高圧ガス保安法・宅地造成等規制法・港湾法・特定非有害物質の処理等に関する法律で定める屋上広場は、避難階である。特定天井とは、脱落によって重大な危害を生じるおそれのある最小二次半径に対する座屈長さの比を有効限界耐力計算において建築物の各階の構造耐力上、防火戸、ドレンチャージは、防火設備である。</p> <p>特定防火設備とは、第109条に規定する防火設備である。水泳場・老人福祉施設・テレビスタジオ・障害者支援施設は、防火設備である。</p> <p>天井面から50cm以上下方に突出した垂れ壁で不燃材料で造られたものは、防煙壁である。</p> <p>学校・体育館・ボウリング場・スキー場・スケート場・水泳場又はスポーツの練習場は、非常用の照明装置の設置に関する規定における学校等に該当する。</p> <p>安全上・防火上又は衛生上重要である建築物の部分には、主要構造部以外の一定のバルコニーも含まれる。</p> <p>2. 面積高さ</p> <p>高さ20mを超える建築物には、避雷設備を設置する(高さの緩和規定なし)。</p> <p>階地の住宅部分は、1/3の面積を限度として容積率から除外できる(天井の高さが地盤面から1m以下にある部分に限る)。</p> <p>共同住宅の共用の廊下又は階段の床面積は、容積率に算入しない。</p>

法規の過去問20年について全ての問題の出題問題の傾向分析を簡条書きにしている。内容を把握しなくても良いので、まず、この簡条書きを流し読みしてから過去問学習に入ると、全体像が見えて理解度が早まる。 ※試験直前も毎日熟読することを推奨する。

図4 ポイント簡条書き一覧表

